わっこ谷の山福農林舎　倫理規程

第１章 総則

（目的）
第１条 この規程は、特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎（以下「本法人」という。）の役職員が、本法人の理念に基づき、高い倫理観と社会的責任を持って誠実に業務を遂行するための行動基準を定めることを目的とする。

（対象者）
第２条 この規程は、本法人のすべての理事、監事、正職員、契約職員、パート・アルバイト、及びボランティア等、本法人の活動に携わるすべての者（以下「役職員等」という。）に適用する。

第２章 基本的態度

（社会的使命の自覚）
第３条 役職員等は、本法人が公益の増進を目指す NPO 法人であることを深く自覚し、常に社会の信頼に応えられるよう、誠実かつ透明性の高い活動を行わなければならない。

（人権の尊重と差別の禁止）
第４条 役職員等は、すべての人の基本的人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障害の有無、性的指向、性自認、雇用の形態等による差別や、個人の尊厳を傷つける行為を一切行ってはならない。

（ハラスメントの防止）
第５条 役職員等は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなど、健全な職場環境や活動環境を阻害するいかなるハラスメント行為も行ってはならない。

第３章 業務における行動基準

（公私のけじめと利益相反の回避）
第６条 役職員等は、常に公私のけじめを明確にし、本法人の立場や職務上の地位を利用して、自己または第三者の私的な利益を図ってはならない。
２. 本法人と特定の役職員等との間で、利益が衝突する恐れのある取引（利益相反行為）を行う場合は、必ず法令及び定款に定めるしかるべき手続きを経て、承認を得なければならない。

（財産の適切な管理と不正の禁止）
第７条 役職員等は、本法人の資金、設備、備品その他の財産を、事業目的以外のために私的に流用、乱用してはならない。
２. 寄付金や助成金・補助金等は、その趣旨に則り、適正かつ厳格に管理・使用しなければならない。

（情報の開示と説明責任）
第 8 条　本法人は、活動内容や財務状況について、会員、寄付者、行政、及び社会全体に対して正確かつ速やかに情報を開示し、説明責任（アカウンタビリティ）を果たさなければならない。

（個人情報と秘密保持）
第 9 条　役職員等は、業務上知り得た受益者、寄付者、会員等の個人情報及び本法人の秘密情報を厳重に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は私的に利用してはならない。職を退いた後も同様とする。

第 4 章　社会との関係

（政治・宗教活動の制限）
第 10 条　役職員等は、本法人の活動を利用して、特定の政党若しくは公職の候補者を支持し、若しくは反対するための政治活動、又は特定の宗教や宗派を支持するための宗教活動を行ってはならない。

（反社会的勢力との関係遮断）
第 11 条　本法人は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、利益の供与や不当な要求には毅然とした態度で臨む。

第 5 章　規程の運用

（周知・教育）
第 12 条　本法人は、この規程をすべての役職員等に周知徹底するため、定期的な研修や対話の機会を設けるものとする。

（違反への対応）
第 13 条　この規程に違反する行為を発見した者は、コンプライアンス窓口（または監事）に通報または相談することができる。
2. この規程に違反した役職員等に対しては、就業規則または理事会の決議に基づき、厳正な処分を行うことがある。

（改廃）
第 14 条　この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。
附則
この規程は、2026 年 7 月 1 日から施行する。